

重要なお知らせ

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび弊社は、臨時電灯および臨時電力における電気料金前払い制の取扱いについて、平成30年3月31日をもって廃止させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇臨時電灯および臨時電力における前払い制取扱い廃止の概要

変更内容

1. 変更となる対象

使用期間が数日間の臨時電灯および臨時電力のお申込み

(主にお祭り等でご使用いただいている電気のお申込みが対象となります)

2. 実施時期

平成30年4月1日受付分から

3. 変更後の取扱い

【電気料金のお支払い】(後納制)

使用期間終了後にお支払いいただきます。

【計量器の設置】

定額制の場合を除き、原則、計量器を設置※いたします。

※標準送電日を考慮のうえ、早目のお申し込みをお願いいたします。

【使用電力量の取扱い】

設置した計量器により計量いたします。

参考(現在の取扱い)

【電気料金のお支払い】(前払い制)

工事のお申込み時にお支払いいただきます。

【計量器の設置】

前払い制の場合、計量器の設置は省略いたします。

【使用電力量の取扱い】

お客さまとの協議により決定いたします。

Q & A

Q1

後納制の場合、どのように電気料金を支払うことになるのか。

A1

ご使用期間終了後、振込用紙を送付させていただくため、コンビニエンスストア・金融機関でのお振込をお願いいたします。なお、複数地点を集約してご請求をご希望の場合や、お口座からの引き落としをご希望の場合は、事前のお手続きが必要となりますので弊社までお問合せください。

Q2

定額制の場合を除き、すべて計量器の取り付けが必要となるのか。

A2

原則、臨時電灯で3kVA、臨時電力で5kWを超過する場合は、従量制による供給となることから、原則、弊社計量器の設置が必要となるため、計量器の設置を想定した配線ならびにスペースの確保をお願いいたします。